

令和7年11月21日

【文部科学省】

【概要書】

国立研究開発法人科学技術振興機構
令和6年度特定公募型研究開発業務
（ムーンショット型研究開発）に
関する報告書及び同報告書に付する
文部科学大臣の意見

標記の報告書を衆議院議長に提出いたしました。

連絡先は省略。

令和6年度「特定公募型研究開発業務（ムーンショット型研究開発）」 に関する国会報告の概要

（基金の執行状況及び管理状況）

- CSTI が決定した目標の下、破壊的イノベーションの創出を目指し、従来技術の延長にないより大胆な発想に基づく挑戦的な研究開発をするため、平成31年3月27日に800億円の基金を造成し創設した「ムーンショット型研究開発」について、平成31年4月19日に16億円、令和2年4月17日に16億円、令和3年4月23日に16億円、令和4年3月28日に680億円、令和4年4月25日に29億6千万円、令和5年4月25日に29億6千万円、令和6年3月14日に1,522億円、令和6年4月25日に24億7千万円を追加造成した。
- 「国立研究開発法人科学技術振興機構に設置する基金の運用取扱規則」に則り、運用を行った。
- 基金の残額2,015億円（令和6年度末現在）は令和7年度以降の研究費等に充当予定。

（文部科学大臣の意見の概要）

- 透明性・公正性に十分留意したものであり、適正であったと認められる。
- 国立研究開発法人科学技術振興機構においては、産業界、研究者、関係府省等で構成する戦略推進会議への進捗報告、プログラムディレクターによるポートフォリオの再編や年次評価・自己評価を行い、各目標の達成に向けた研究開発の支援を実施した。
- ムーンショット目標10について、令和6年10月に計3人のプロジェクトマネージャー（PM）とその研究開発プロジェクトの採択を行い、12月までに研究開発を開始した。
- 基金の管理については、科学技術・イノベーション創出の活性化に関する法律第27条の2第3項の規定により読み替えて準用する独立行政法人通則法（平成11年法律第103号）第47条の規定に基づき、安全性の確保を最優先に、収益性の向上にも配慮した適切な運用が図られた。